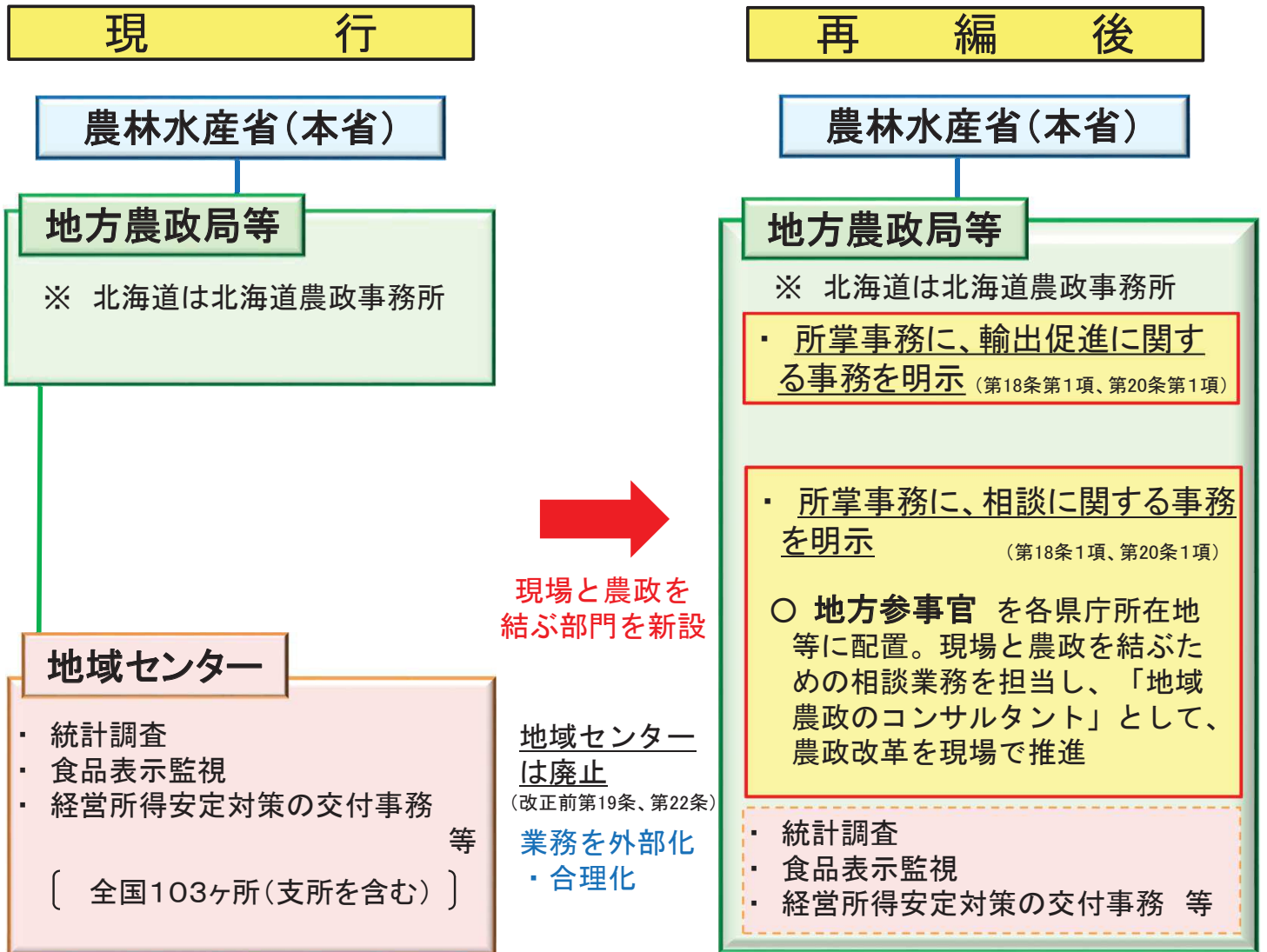


# 農林水産省設置法の一部を改正する法律の概要

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革を着実に推進するため、農林水産省の地方組織について、現場と農政を結ぶための相談業務や輸出促進業務を所掌事務として明示するとともに、機動的な対応力を高めるための体制を整備する。

## 改正の概要

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革を現場で着実に推進するため、地域センターを見直し、「地域農政のコンサルタント」として、地方農政局長直属の地方参事官を県庁所在地等に配置することとし、その所掌を明示。
- 農林水産物等の輸出拡大を図るため、地方農政局等の所掌事務に、農林水産省の所掌事務に係る物資の輸出促進に関する事務を明示。



## 効果

- 「現場に伝える」「現場の声を汲み上げる」「現場とともに解決する」という現場と農政を結ぶ機能を充実し、農政改革を着実に推進。
- 地方組織における、農林水産行政の機動的な展開。